

～妊娠から出産、産後～

妊娠時

- **母子健康手帳の交付**…妊娠がわかり医師からの指示があったら母子健康手帳の交付を受けましょう。同時に妊婦健康診査受診券を発行しています。
【健康課 母子保健係 ☎23-9131】
- **国民年金保険料産前産後免除制度**
国民年金1号被保険者の方は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から届出可能です。
届出に必要なもの…母子健康手帳など出産予定日が確認できるもの
(出産前に届出をする場合)
【健康課 国保年金係 ☎23-9135】

マタニティーヨガ&胎教パステルアート

お腹の中の赤ちゃんとお話してみませんか？

リラックスして、お腹の赤ちゃんの事を思い、ヨガ&パステルアートをします。

【子育て総合支援センター ☎36-3700】



出産後

- **出生届**
お子さんが生まれた日から14日以内(出生日を含む)に、市役所市民課(閉庁時は当直窓口)に出生届を出して下さい。なお、当直窓口に出出された場合は、後日母子手帳を持参の上、市民課へお越し下さい。
届出に必要なもの…出生届(出生証明書)、印鑑、母子健康手帳
【市民課 ☎23-9225】
- **お子さんの健康保険加入の手続き**
武雄市の国民健康保険の方は、市役所市民課にて出生届と一緒に手続きができます。
建設国保、社会保険や共済組合などは勤務先で手続きして下さい。
- **出産育児一時金制度**
健康保険に加入している方が出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。手続き方法や支給額などについては、出産される方が加入している健康保険へお問い合わせください。
武雄市国民健康保険の方
【健康課 国保年金係 ☎23-9135】
その他の健康保険の方…勤務先または加入している健康保険
- **児童手当**
中学校卒業までの児童を養育している方への手当です。お子さんが生まれた日の翌日から15日以内に手続きしてください。
届出に必要なもの…印鑑、父母のマイナンバー、受給者の保険証の写し
受給者名義の口座番号がわかるもの
(受給者とは、父母のうち生計中心者です。)
【福祉課 家庭支援係 ☎23-9216】
- **医療費助成**
子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を助成する制度です。受給者資格証を交付しますので、子どもの保険証(子どもが扶養に入る保険証)を持参の上、早めに手続きしてください。
届出に必要なもの…印鑑、保険証
【福祉課 家庭支援係 ☎23-9216】